

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 28 年度第 3 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 29 年 3 月 30 日 (木) 午後 3 時 00 分から午後 5 時 10 分
3. 場 所 東久留米市役所 4 階 庁議室
4. 出席委員氏名 (敬称略) 杉原弘恭 (会長)、水戸部啓一 (職務代理者)、大山久仁夫、宮川正孝、猪股良子、齋藤朋矢、濱中冬行、山本直、重藤さわ子、三間優子 (以上 10 名)
5. 欠席委員氏名 (敬称略) 宗友之、大坪満 (以上 2 名)
6. 事務局職員名 山下環境安全部長、小泉環境政策課長、小平計画調整係長、浅海緑と公園係長、小林生活環境係主任、齋藤計画調査係主事
7. コンサルタント会社 (アジア航測株式会社) 深見幹朗、藤原真太郎
8. 傍聴人 なし
9. 次第
 - (1) 議 題
 - ①平成 28 年度第 2 回環境審議会会議録の確認について (資料 1)
 - ②東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて (資料 2-1~3)
(都市緑地法、生産緑地法等の改正について)
 - (2) その他
 - ※環境政策課からの報告
 - ・生き物調査の実施結果について (資料 3)
 - ・空き家等実態調査結果について (資料 4)
 - ・平成 29 年度環境政策課予算 (要求) 概要について (資料 5)
 - ・その他

10. 配布資料

- 平成 28 年度第 2 回環境審議会会議録（案） …資料 1
- 第二次緑の基本計画中間見直しスケジュール …資料 2-1
- 第二次緑の基本計画中間見直し骨子案 …資料 2-2
- 都市緑地法等の一部を改正する法律案について …資料 2-3
- 28. 東久留米市生き物調査委託報告書（抜粋） …資料 3
- 東久留米市空き家等実態調査業務委託結果報告書（概要） …資料 4
- 環境政策課平成 29 年度予算（要求）概要 …資料 5

11. 平成 28 年度第 3 回環境審議会

- ・ 出欠席者の報告 出席 10 名、欠席 2 名、定足数に達しており会議は成立

(1) 平成 28 年度第 2 回環境審議会会議録の確認について（資料 1）

【事務局】

- ・ 第 2 回環境審議会（平成 28 年 12 月 26 日開催）の審議内容について要点筆記したもので、前回会議終了後に、メールをお送りし、指摘事項を反映したものである。
- ・ 委員とのやりとりを踏まえ、学校への太陽光発電施設の設置について記載を修正した。
- ・ その後、修正等がないようであれば、発言者の名前を伏して公開したい。

【会長】

- ・ 特に意見がないため、会議録として確定して公表する。

(2) 東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて（資料 2-1～2-3）

【会長】

- ・ 第二次緑の基本計画中間見直しについて市長から諮問を受けて、検討部会を設置し検討している（答申は来年 3 月頃を予定）。
- ・ 第 2 回環境審議会以降、2 回の検討部会を開催して検討を行った。その状況を報告するとともに、各委員の意見を頂き、今後の検討につなげたい。
- ・ 検討部会での検討状況について、事務局から説明をしてほしい。

【事務局】資料 2-1 の説明

- ・ 今後のスケジュールについて説明する。
- ・ 第 2 回環境審議会以降に、緑の基本計画中間見直し検討部会を 2 回開催し、会議で骨子案を作成した。
- ・ 今後、市政全体の施策成果アンケートを通して市民意向も確認しながら平成 2

9年11月頃にパブリックコメントを実施する予定である。

- ・また、パブリックコメント実施前に、環境シンポジウムの開催を検討中である。

【事務局】資料2-2の説明

- ・骨子案について説明する。
- ・今回は第二次計画の中間見直しであり、骨子案は、現行の計画の時点修正と新たに加えるべき項目を追加する形で検討を進めている。
- ・今回の内容は骨子の案であり、施策の検討、これに伴う体系の変更や個々の文言の変更などは環境審議会での意見も踏まえて、今後の検討部会で詰める。
- ・資料の青字が現行計画から修正を加えた箇所である。
- ・第一章 緑の基本計画の実施状況（P2）については、以下のとおりである。
 - 第一次・第二次の両計画の策定経過等の説明を冒頭に加えた。
 - これまでの「第一次緑の基本計画の実施状況」に第二次計画の4年間の実施状況を加えた。
- ・第二章 第二次緑の基本計画の中間見直しに当たって（P8）については、以下のとおりである。
 - 「第二次緑の基本計画の策定に当たって」の内容を残しつつ、生物多様性地域戦略の策定など、中間見直しにあたっての課題を加えた。
 - 2 生物多様性地域戦略の策定（P11）を追記した。
 - ◆ （1）東久留米市生物多様性地域戦略策定の主旨/目的として、策定の主旨と目的を記載した。
 - ◆ （2）生物多様性の現況と課題として、東久留米市の地形と生息種を整理する予定である。
 - 3 第二次計画中間見直しの視点（P21）について、（1）第二次計画策定の視点に加え、（2）第二次計画中間見直しの視点を記載した。
- ・第三章 基本計画（P25）については、以下のとおりである。
 - 基本理念（P25）、水と緑の拠点・軸（P27）、に「生き物」の記述を加えるか検討中である。「生きもの」はすべての項目に関連しているとの認識は一致している。文言の問題である。
 - 水と緑の拠点の時点を修正し、新たな拠点として「上の原」を追加した（P38）。
 - 4 計画の目標と基本方針（1）計画の目標（P40）について、緑被率は減少しているものの、緑被率の目標値は現状維持、農地の目標値は農業振興計画の目標を採用する。また、生物の目標を加える。
 - 5 施策の体系（P42）について、基本方針4「水と緑の質の向上と活用」の「生物多様性の保全」を膨らます形で生物多様性地域戦略に関する施策を盛りこむ。

- 新たに追加する施策は「28 生態系に配慮した事業の推進」と「31 生息・生育環境情報の発信」である。ただし、他の基本方針の中にも生物多様性保全に関わるものも多くあり、これらは、施策の説明の中で記載していく。

- ・緑被率の確保などは難しい課題であるが、国の制度改正も進められているので、状況について資料 2-3 で説明する。

【事務局】資料 2-3 の説明

- ・都市緑地法の一部を改正する法律案については、現在、都市公園法・都市緑地法・生産緑地法の改正が進められている。資料は東京都で説明されているものである。
- ・都市公園法の改正については、都市公園内における保育所、カフェ・レストラン、水族館等の設置等における民間事業者等の設置規制の緩和が検討されている。
- ・都市緑地法の改正については、緑地の管理に関する民間事業者への参入条件の緩和が検討されている。屋上緑化や壁面緑化を勘案し、条例において緑化率の強化が可能になると考える。
- ・生産緑地法の改正については、生産緑地地区の指定要件の緩和（面積、地区内の行為）や新たな用途地域の創設（田園住居地域）が検討されている。平成 34 年の一斉買い取り申し出を想定して制度を設置（特定生産緑地指定制度）することになる。

【会長】

- ・計画の中間見直しでは、生物多様性をより明確に位置づけている。

【委員】

- ・今回報告したものは計画の「骨子」である。
- ・中間見直しにあたっての最大の課題は「緑被率の減少」であり、その対策として目標を見直す等の方向を検討している。また、実施可能な目標を掲げることも重要である。
- ・生物多様性は「緑（みどり）」の中に包含されるという立場で検討を進めている。なぜならば、生物多様性の保全は生息地（ハビタット）の保全であり、それは現計画でうたわれている「水と緑の保全」につながるからである。
- ・そのため、計画の体系は現計画のものを残して、生物多様性に特有の問題は「個別目標 14 生物多様性の保全」の下に示すかたちで整理している。

【委員】

- ・中間見直しでは、どこまで計画を修正することを想定しているか。
- ・生物多様性地域戦略を策定する目的として、「生物多様性国家戦略に記載されているから」と後ろ向きに取られるのではなく、東久留米市の生物多様性を守る

ために必然である、と前向きに捉えられる表現にした方がよい。というのも、市民目線で考えると、生物多様性地域戦略と緑の基本計画との関係性は重要ではない。生物多様性地域戦略を緑の基本計画に組みこみました、付け加えましたと記載するだけでなく、せっかくなので市民にわかりやすく、よいと感じてもらえる計画を目指されるのがよいだろう。

- ・緑被率の目標も、達成が難しいから、平成 27 年度数値を示し現状維持とした、という後ろ向きな姿勢にとられないよう、表現の仕方を工夫したほうがよい。
- ・市民にわかりやすく伝えられるように計画の言葉づかいを工夫した方がよい。説明や表現の繰り返しなどもみられ、少々冗長なのも気になる。
- ・生きものの写真などもとりいれ、子どもたちが身近に感じ、現場での学習にも使っていただけるようなものがよいと思う。

【会 長】

- ・子どもが身近に感じられるという観点から、現在、インターンも手伝って環境政策課で「生きものマップ」を作成している。

【委 員】

- ・生物多様性地域戦略の記載内容には細かい決まりはない。それぞれの市町村にあったかたちで策定することが可能である。
- ・指摘のとおり子どもの目線まで内容をブレークダウンできるとよい。他の市町村の計画を読むと、子ども目線では書かれているが、わかりづらい計画が多く、なかなか難しいと感じている。
- ・中間見直しは第二次緑の基本計画のレビューがあつてこそその取り組みである。計画をきちんと実行できているか、できていないのか評価することが重要である。PDCA サイクルを踏まえて具体的な計画の内容を検討する必要があるが、現時点では不十分であると感じている。

【事 務 局】

- ・どこまで見直すかは、第二回環境審議会が出された方針に基づいて、検討部会で検討を行っているものである。

【委 員】

- ・p40「第三章 4 計画の目標と基本方針 (1) 計画の目標 ①緑に関する目標」で、2とおりの農地面積が記載されている。これらの違いは何か。

【会 長】

- ・上段の数値(160.9ha)は航空写真の判読で推計したもので、下段の数値(164.4ha)は「固定資産の価格等の概要調書」に記載されているものである。

【委 員】

- ・本編は注釈がなくともわかるように簡潔にすべきである。

- ・市民にたつわりにくいのであれば、本編では簡潔な表現にとどめ、注釈や具体的な説明は必要に応じて資料編に掲載した方がよい。

【委員】

- ・登記簿上は農地でも、実際は建物が建っていることもある。
- ・現況地目を参照すれば、実態に近い数値が得られると思う。

【事務局】

- ・農地面積については、農業振興計画との関係から、下段の数値を併記したものである。
- ・実際のところ緑被率の算出には経費がかかるため、5年に1回の頻度での算出に留まっている。現況地目であれば毎年度の算出も可能かもしれないが、農地に限られる。

【会長】

- ・地表からの反射をとらえた衛星や航空機のデータを、リモートセンシングで緑や人工物の面積を簡単に表示できるのだが、データが高価である。

【委員】

- ・現状、農地の約90%が生産緑地に指定されている。
- ・所有者は相続時などに生産緑地として農業を継続するか、一般緑地に変更するかを検討している。
- ・平成34年に多くの農地で生産緑地指定の期限がくるが、その後の農地の増減動向は、正直なところ予測ができない。

【委員】

- ・そもそも農地面積を目標として設定してよいのか。目標に設定したとしても計画が未達だった場合はどうするのか。
- ・緑地保全計画はしっかり守る必要があるが、それ以外は啓蒙活動でしかない。

【事務局】

- ・生産緑地法の旧法による指定解除の申し出は一部に留まっている。新法における30年経過後の制度は見えない部分もあるが、今後制度を見据える必要がある。

【会長】

- ・農地の面積については、①航空写真の判読による緑被率によるもの、②固定資産台帳によるもの、③登記簿による地目によるものの3種類があることがわかった。実際の緑という視点からは、①ということになる。
本日の議論を踏まえて、農地面積については緑被率の数字を優先して個別目標との整合を図る方向で、今後も検討を続けることとする。

【委員】

- ・p42「第三章 4 計画の目標と基本方針 (2) 計画の基本方針 方針4水と緑の質の向上と活用」について、「水」に関する具体的な目標や施策が記載され
- ・例えば、水生生物の関係では、全亜鉛、ノンルフェノールなどの3項目には生物保全に関する環境基準が設定されていることから、こうした項目の監視が必要との考えもある。

【事務局】

- ・現在の「基本方針4 水と緑の質の向上と活用」は「水質の向上」よりは「活用」に主眼をおいた記載になっている。
- ・「水の質の向上」は「個別目標 16 散策路ネットワークの創出」でふれており、人と生きもののどちらにもメリットのある施策を行うことで、質が向上すると考えている。

【委員】

- ・環境アセスメントでは「ふれあいの活動の場」という考え方がある。「場」の持続性の確保についても記載してはどうか。

【委員】

- ・現在の計画では「質」を、相当に広い意味でとらえているので、少し分かりにくくなっている。表現を見直してもよいと思う。

【会長】

- ・BOD や COD など水質に関係する項目は、基本方針1や基本方針2で触れており、漏れているわけではないが、「水の質の向上」の表記や内容については、今後、検討部会でも検討する。

【委員】

- ・p26「第三章 1 計画の基本理念」について、「生きものの食物連鎖も意識した取り組み」と記載されているが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。

【委員】

- ・この点については、検討部会でもまだ詳細な議論をしていない。

【委員】

- ・現計画の目標で掲げている「緑被率の現状維持」の達成は難しいと感じている。
- ・現状維持ではない目標の設定があるとすれば、どのように考えているのか。なるべく緑を減らさないようなよい目標はあるか。

【委員】

- ・緑被率の減少は、その多くが農地の減少であり、現時点では農地の減少についての解決策はない。緑地の維持の確実な施策は、緑地保全計画の遵守だと考え

る。現在保全を進めている「水と緑の拠点」を確実に守っていくということである。

【委員】

- ・守れるところはきちんと守っていく、という方向性がよい。
- ・ただし、市民の実感としては、緑といえば公園や緑地である。市民は農地を緑地としてとらえていないかもしれない。計画に書くことが重要かもしれない。

【委員】

- ・農地は地下水や湧水の涵養地として重要である。この観点において農地の保全が重要である。

【会長】

- ・計画に記載することで、市民が農地の重要性を認識するきっかけになることを期待している。

【会長】

- ・本日いただいた意見を踏まえて、引き続き検討部会で検討を進める。

(3) その他①（生き物調査の実施結果について）（資料3）

【事務局】

- ・資料3は東久留米市生き物調査委託の抜粋版である。
- ・前回会議で春と秋の調査結果、既存調査のまとめの結果を説明した。今回はこれらを踏まえた生息種からなる市内の環境類型区分と指標種の設定、調査結果を整理した。

【事務局】資料3の説明

- ・既存資料整理及び現地調査の結果、市内の生きものの分布を明らかにした。
- ・緑地や植生、地形などの自然環境情報と動植物の分布情報から環境類型区分を行った。
- ・今後の施策検討に活かすことを目的として、類型区分ごとに指標種を選定した。

(4) その他②（空き家等実態調査結果について）（資料4）

【事務局】資料4の説明

- ・空き家等実態調査の結果、市内の空き家等件数は575件であり、空き家率は約1.82%であった。
- ・空き家率が高い地区は、上の原二丁目、下里二丁目、浅間町三丁目等であった。
- ・現地調査結果では空き家等の評価も行っている。

【委員】

- ・調査における空き家の定義はどのようになっているか。

【事務局】

- ・国の定義に基づいて、居住者がいない建物を空き家と定義している。マンションやアパートについては、1世帯でも居住者がいれば空き家としてカウントしていない。

【委員】

- ・集合住宅の実態を把握するには情報が不足するのではないか。

(5) その他③（平成29年度環境政策課予算（要求）概要について）（資料5）

【事務局】

- ・先日、市議会で予算審議が行われ、当初予算の議決が得られず、暫定予算となった。理由は、ごみの有料化の遅れと、予算全体の増大による。

【事務局】資料5の説明

- ・平成29年度環境政策課予算として、公園施設長寿命化対策設計・工事や空き家対策事業、緑の基本計画中間見直し事業、地球温暖化対策実行計画事業などを要求している。
- ・暫定予算となったことで、急ぎ実施が必要なものを計上中である。

(6) その他④（環境フェスティバルのアンケートについて）

【会長】

- ・検討部会での意見も踏まえ、事務局で環境フェスティバルで配布するアンケート（年次報告かんきょう東久留米に反映させている）の見直しを検討している。
- ・今年度は、負担感をなくすためにA4用紙表の面のみにしたというのが環境フェスティバル実行委員会の希望である。
- ・文案が完成したら、委員の皆さまにメールで送付するのでご確認をお願いしたい。

【会長】

これで本日の議題はすべて終了した。これをもって、平成28年度第3回の環境審議会を終了する。